

## 第1章 自動車重量税法

この章では、自動車重量税法の課税物件、納税義務者と納税義務の成立、納税地及び課税標準と税率等の概要について学習する。

### 学習のポイント

- 1 課税物件は何か
- 2 納税義務者は誰か
- 3 納税義務の成立の時期はいつか

### 1 総 説

自動車重量税は、自動車の検査を受け、又は軽自動車の使用の届出を行うことによって初めて、これらの自動車の運行が可能になるという法的地位あるいは利益を受けることに着目して課税される一種の権利創設税である。

その意味で、同じ自動車に対する課税であっても、①自動車の所有の事実に担税力を求める固定資産税的な性格をもつ財産税としての自動車税及び軽自動車税、②自動車の取得の事実に担税力を見だして課税される流通税としての自動車取得税の各税とは、その性格を異にしている。

### 2 課税物件

自動車重量税の課税物件は、法に定める**検査自動車と届出軽自動車**である（自3）。

したがって、道路運送車両法上、車検の制度もなく、車両番号の指定を受ける必要もない自動車、すなわち、小型特殊自動車や原動機付自転車には課税されない。

### 3 納税義務者と納税義務の成立

自動車重量税の納税義務者は、**自動車検査証の交付又は返付**（以下「自動車検査証の交付等」という。）**を受ける者と車両番号の指定を受ける者**である。この場合、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者が2人以上ある場合には、連帯して納税義務者となる（自4①）。

納税義務は、**自動車検査証の交付若しくは返付の時又は届出軽自動車の車両番号の指定の時**に成立する（通則法15②十）。

### 4 非 課 税

次の自動車には、自動車重量税は課税されない（自5）。

#### (1) 大型特殊自動車

大型特殊自動車は、その大部分がキャタピラを有し、通常道路を走らない特殊な構造のもので、

移動には専用の運搬車で運ばれることが多いことを考慮して非課税とされている。

(2) 既に車両番号の指定を受けたことがある届出軽自動車

届出軽自動車は、新車の届出に際して一回だけ課税するため、中古車の再使用による届出に際して、指定を受けたことが明らかなものは非課税とされている。

(3) 臨時検査を受けた自動車のうち、自動車検査証の有効期間が短縮されたもの

臨時検査は、国土交通大臣の公示に基づく強制検査であることを考慮して、従前の有効期間が短縮されるものについては非課税とされている。

(注) 自動車重量税には、国や地方公共団体の所有車の非課税、あるいは、消防車等、特殊用途車の免税の規定はない。

## 5 納税地

自動車重量税の納税地は、納税義務者が受ける自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務を行う官公署等（自動車検査登録事務所等）の所在地である（自6①）。

納付不足額があったなどの理由で、税務署長が徴収すべき自動車重量税又は過誤納還付に係る自動車重量税については、原則として、個人の住所又は居所地、法人の本店又は主たる事務所の所在地となっている（自6②）。

## 6 課税標準と税率

### (1) 課税標準

自動車重量税の課税標準は、**検査自動車と届出軽自動車の数量**である（自7）。

### (2) 税率

自動車重量税の税率は、検査自動車又は届出軽自動車の区分、重量及び自動車検査証の有効期間に応じ、1両につき表1の「本則税率」欄に定めた金額となっている（自7）。

ただし、電気自動車、一定の天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド車等（以下「次世代自動車」という。）については、平成24年5月1日以後当分の間、本則税率が適用されることとしており、平成24年5月1日以後に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける次世代自動車以外の検査自動車及び届出軽自動車については、租税特別措置法により、従来から規定されていた暫定税率のうち、表1の「当分の間税率」の「13年未満」欄に定めた税率が適用され（措法90の11①）、初めて登録又は車両番号の指定を受けた月から起算して18年を経過する月の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車に係る自動車重量税の税率については、同表の「18年超」欄に定めた税率が適用されている（措法90の11の2）。

また、表1の「当分の間税率」の「13年超」欄に定めた税率が適用される検査自動車のうち、家用の検査自動車に係る自動車重量税の税率については、表2のとおり、急激な負担増とならないよう、2段階で税率を引き上げられている（措法90の11の3）。

なお、臨時検査の検査自動車の税率は、既に交付されている自動車検査証の有効期間中に強制的に行われることなどを考慮して、本法、措置法ともにその税率は2分の1の金額である（自7①、措法90の11①）。

### (3) 低公害車等に係る自動車重量税の減免措置

環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置（以下「エコカー減税」という。）の対象となる燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車（以下「エコカー減税の対象車」という。）について、平成29年度税制改正において、エコカー減税の適用対象となる自動車の範囲が見直され、その適用期限が平成31年（2019年）4月30日まで延長された。エコカー減税の適用対象となる自動車については、その納付すべき自動車重量税が免除、75%軽減、50%軽減又は25%軽減される（措法90の12）。

## 7 納 付

自動車重量税は、自動車検査証の交付等を受ける者がその自動車検査証の交付等を受ける時まで、あるいは車両番号の指定を受ける者がその車両番号の指定を受ける時まで、それぞれの自動車に課される自動車重量税の額に相当する額の**自動車重量税印紙を自動車重量税納付書**にはり付けて納付することになっている（自8、9）。

したがって、納付額に不足があった場合等特殊な場合を除き、税務署における賦課徴収等の手続はない。

自動車重量税の収入の3分の1は、市町村の一般財源として譲与されるので、自動車重量税の収入額を明確にする必要があり、そのため、印紙税や登録免許税の納付に使用される収入印紙ではなく、自動車重量税印紙という特別の印紙で納付することになっている。

## 8 還 付

自動車重量税においては、使用済自動車に係る還付制度等、一定の場合に自動車重量税を還付する制度が設けられている。

使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度とは、自動車検査証の有効期間内に使用済みとなった自動車が自動車リサイクル法に基づき適正に解体処理されたことが運輸支局等に確認された場合において、車検の残存期間に相当する自動車重量税相当額が還付されるものである（措法90の15）。

この場合の還付申請は、自動車の永久抹消登録申請又は解体の届出と同時に還付申請書を運輸支局等に提出することによって行われ、運輸支局等を経由して納税地を所轄する税務署長へ申請内容が連絡され、納税義務者に還付されることになっている。

この他にも、過誤納が生じた場合等一定の場合に自動車重量税を還付する制度がある（自16、災害減免法8）。

### 【参考】

被災自動車に係る自動車重量税の還付措置の創設

平成29年度税制改正において、自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日前に被災者生活再建支援法が適用される自然災害を原因として滅失し、又は解体されたもの（平成28年4月1日以後に発生した自然災害に係るものに限る。）について、当該自然災害の発生した日から5年を経

## 第5編 その他の諸税

過する日までに還付申請書が提出された場合には、既に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち、当該自然災害の発生した日から当該有効期間の満了する日までの期間の月数に対応する金額を還付することとされた（租特法90の15、租特令51の5）。

第5編 その他の諸税

表1 平成26年度税制改正前の自動車重量税の税率の概要

(単位：円)

車種	車検期間	本則税率 (注1)	当分の間税率							
			13年未満		13年超(注2)		18年超(注3)			
			自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用		
検査自動車	乗用自動車	3年	車両重量0.5tごと	7,500	12,300	—	—	—	—	
		2年	〃	5,000	8,200	—	10,000	—	12,600	
		1年	〃	2,500	4,100	2,600	5,000	2,700	6,300	
	トラック	バス	1年	車両総重量1tごと	2,500	4,100	2,600	5,000	2,700	6,300
			2年	〃	5,000	8,200	5,200	—	—	—
		車両総重量2.5t超	1年	〃	2,500	4,100	2,600	5,000	2,700	6,300
			2年	〃	5,000	6,600	5,200	—	—	—
			1年	〃	2,500	3,300	2,600	3,800	2,700	4,400
		車両総重量2.5t以下	2年	〃	5,000	8,200	5,200	10,000	5,400	12,600
			1年	〃	2,500	4,100	2,600	5,000	2,700	6,300
特種車	2年	〃	5,000	8,200	5,200	10,000	5,400	12,600		
	1年	〃	2,500	4,100	2,600	5,000	2,700	6,300		
届出軽自動車	小型二輪	3年	定額	4,500	5,700	4,500	—	—	—	
		2年	〃	3,000	3,800	3,000	4,400	3,200	5,000	
		1年	〃	1,500	1,900	1,500	2,200	1,600	2,500	
	検査対象軽自動車	3年	〃	7,500	9,900	—	—	—	—	
		2年	〃	5,000	6,600	5,200	7,600	5,400	8,800	
		1年	〃	2,500	3,300	2,600	3,800	2,700	4,400	
検査対象外軽自動車	二輪車	—	〃	4,000	4,900	4,100	—	—		
	その他	—	〃	7,500	9,900	7,800	—	—		

注1. 燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃費基準等の切り替えに応じて変更。現時点では平成27年度燃費基準等）を満たした自動車については、本則税率を適用。  
 注2. 13年超の自動車については、平成24年度税制改正前の税率に同じ。  
 注3. 18年超の自動車については、平成22年度税制改正前の税率に同じ。

表2 13年超経年車（自家用）の税率

車種	車検期間	改正前	改正後	
			平成26年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日以後
乗用自動車	2年	車両重量0.5tごと	10,000円	10,800円
	1年	〃	5,000円	5,400円
バス	1年	車両総重量1tごと	5,000円	5,400円
トラック	1年	〃	5,000円	5,400円
	1年	〃	3,800円	3,900円
特種車	2年	〃	10,000円	10,800円
	1年	〃	5,000円	5,400円
小型二輪	2年	定額	4,400円	4,400円
	1年	〃	2,200円	2,200円
検査対象軽自動車	2年	〃	7,600円	7,800円
	1年	〃	3,800円	3,900円